

社団法人 茨城県公害防止協会

[法人の概要]

平成19年7月1日現在

代表者名	会長 澁谷 勲 (非常勤)	県所管部課	生活環境部 環境政策課	
所在地	水戸市元吉田町1736番地2	電話番号	029-248-7431	
ホームページURL	http://business2.plala.or.jp/ibakobo/	E-mailアドレス	ibakobo@atlas.plala.or.jp	
資本金(基本財産)	- 千円	設立年月日	1975年10月1日	
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額	出資比率
	1		- 千円	- %
	2		- 千円	- %
	3		- 千円	- %
	4		- 千円	- %
	5		- 千円	- %
	その他	団体	- 千円	- %
設立目的	昭和44年8月、県議会は「公害対策特別委員会」を設立して各種実態調査を行い、官民一体となった公害防止組織の設立の必要性について指摘、昭和50年10月に民法34条の認可を受けて設立した。公害防止のための活動や環境保全に関する測定分析、環境監視、調査研究、技術開発、指導提言を行う。県は公益事業を推進する費用の一部を負担。			

[事業の概要]

事業名	平成19年度事業費	内容
事業1 公益事業	99,298 千円	茨城県地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けて温暖化防止の事業を本格化するほか以下の公益事業を実施する。環境行事・環境保全活動等への参加。広報誌の発行や環境関連図書の斡旋配布、県と共催のエコ・カレッジ及び環境技術支援事業の実施。国家試験準備講習会、環境保全推進担当者研修会の開催。
事業2 収益事業	564,552 千円	「環境総合コンサルタント事業の実施」 排水、排ガス、廃棄物、騒音、振動、臭気等の測定分析。大気汚染、航空機騒音、公共用水域の監視観測。自動車排ガス等の環境モニタリング調査。廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査。その他各種環境実態調査。
事業3	千円	

[組織]

7月1日現在の人数	平成17年		平成18年		平成19年		
	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB	
役員	常勤理事	1	0	1	1	0	1
	非常勤理事	25	0	0	26	0	0
	常勤監事	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	2	0	0	2	0	0
	計	28	0	1	29	0	1
職員	管理職	11	1	1	11	1	1
	一般職	27	0	0	28	0	0
	臨時職員	0	0	0	0	0	0
	嘱託職員	8	0	0	6	0	0
	計	46	1	1	45	1	1
当期常勤職員の年齢構成	20代以下	30代	40代	50代以上	合計	平均年齢	平均勤続年数
	4	17	11	11	43	42歳 1月	14年 4月

[収支の状況]

社団法人 茨城県公害防止協会

(単位:千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収 支 の 状 況	収入合計	674,087	674,976	655,968
	事業収入	646,737	626,601	578,998
	事業外収入	27,350	48,375	76,970
	支出合計	642,437	624,974	617,062
	事業支出	401,393	364,504	361,246
	事業外支出	241,044	260,470	255,816
	うち管理費	144,730	144,769	153,983
	うち人件費	295,513	290,470	311,056
	当期収支差額	31,650	50,002	38,906
	正味財産増加額	0	0	0
正味財産減少額	14,820	30,583	15,899	
当期正味財産増減額	16,830	19,419	23,007	
前期繰越正味財産	902,226	919,056	938,475	
期末正味財産	919,056	938,475	961,482	
財 産 の 状 況	資産	1,185,893	1,250,123	1,227,986
	流動資産	606,631	665,726	634,266
	固定資産	579,262	584,397	593,720
	負債	266,837	311,648	266,504
	流動負債	57,078	70,072	37,138
	うち短期借入金	0	0	0
	固定負債	209,759	241,576	229,366
	うち長期借入金	0	0	0
正味財産	919,056	938,475	961,482	

[財的関与の状況]

(単位:千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
財 的 関 与 状 況	補助金	3,826	3,462	3,458
	委託金	266,223	218,311	175,131
	貸付金			
	計	270,049	221,773	178,589
	財政的関与の割合(%)	40%	33%	27%
	損失補償・債務保証			

[平成18年度の補助金等の目的・内容等]

支 出 項 目	目 的 ・ 内 容 ・ 効 果
補助金	公益事業を推進するための費用に対する補助。
委託金	水質測定業務20件91百万円, 大気測定業務10件14百万円, 企画調査業務18件50百万円, 保守管理業務4件18百万円, 技術支援事業1件1百万円, 温暖化センター事業2件1百万円, 合計55件175百万円。
貸付金	

[評点集計]

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
計画性	4	8	8	100.0%
目的適合性	5	3	14	21.4%
組織運営の適正性	4	8	8	100.0%
健全性	11	24	40	60.0%
効率性	8	0	28	0.0%
合計	32	43	98	43.9%

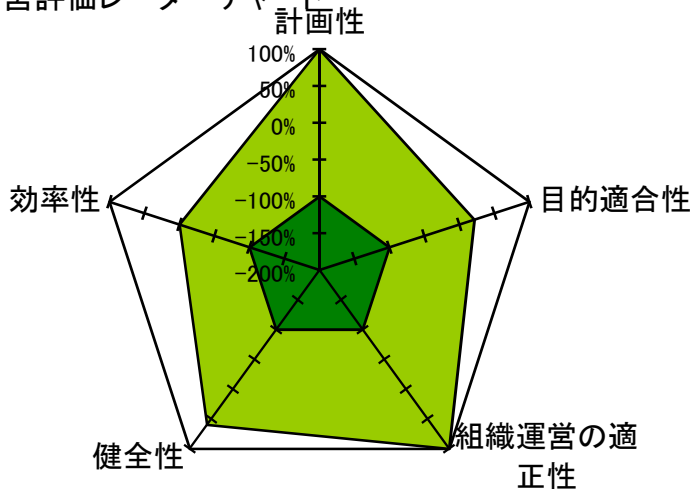
公益法人会計用

社団法人 茨城県公害防止協会

警戒指標

--

経営評価レーダーチャート



《評価の視点》

計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
組織運営の適正性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか

各評価項目については、「出資法人等経営評価指標及び評価基準等」を参照

[法人の自己評価(経営概況, 経営上の課題・対策等)]

計画性	目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
公益法人の制度改革、競争の激化等経営環境は年々厳しさを増している。環境の変化に対応した計画的、効率的な協会運営を推進し、公益法人として健全で安定した経営の確保に努める。	公益事業比率の向上が課題であり、地球温暖化防止活動推進センターの事業を強化しながら、普及啓蒙、研修事業等の充実拡大に努める。また、環境保全に貢献できる新たな業務分野の研究開発を図る。	課長以上で組織する合同運営会議等を通して協会全体としての方針や目標を共有化し、各部門間の連携体制を整備している。また、専任の職員を配置して温暖化センターの事業の拡充を図った。さらに、ホームページを積極的に活用し情報提供に努めた。	総資産の増加による自己資本比率の低下や地価の下落による土地の含み損の発生等があるが、移転統合の合理化効果により収益構造が改善しており、引き続き財務面の健全性は維持できる。	移転統合を機に組織を改編して職員の削減を同時に実施したものの、人件費関連項目の改善が課題。今後は、業務量に見合った効率的な人員構成を目指すとともに、人的・物的な経営資源を有効に活用して効率性の改善に努める。
今後の事業展開の方向	<p>一般競争入札の導入とそれに伴う入札単価の下落など経営環境は厳しさを増して、事業収入は減少傾向にあるが、移転統合による経営の合理化・効率化をはじめ構造改革を進めて協会の安定経営に努める。</p> <p>公害防止や環境保全に関する普及啓蒙等の公益事業と地球温暖化防止活動推進センターの事業の充実を努めるほか、新たな公益事業の開拓を行い、公益事業比率の向上を図る計画である。</p> <p>公益事業は環境行政を補完する役割があり、民間業者は容易に行えない業務であり、公益法人の特性を活かして今後とも積極的に事業を展開していく。</p> <p>また、公益事業を推進する費用は、会員企業の会費のほか大半は収益事業の寄付金により賄う自主運営であり、寄付を継続していける収益事業の効率的で安定した健全経営に努める方針である。</p>			

[法人を担当する課の意見]

計画性		目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
<p>公益法人制度改革の動向を踏まえ、新制度施行に向けた準備に万全を期するよう努める必要がある。</p>		<p>環境問題の質的な変化や民間企業の成長等の社会経済情勢の変化を踏まえ、協会の社会的役割や事業内容、法人形態などあらゆる角度から、検証・検討を行う必要がある。</p>	<p>社会経済情勢の変化を踏まえ、組織体制や法人名称について検討を行う必要がある。また、引き続き効率的な組織運営を推進していくとともに、より積極的な情報公開に努める必要がある。</p>	<p>安定的な法人運営を図るため、引き続き健全な財務体質を維持する必要がある。</p>	<p>人件費関連の改善、事業量に見合った人員構成に努め、効率性を向上させていく必要がある。</p>
<p>取組内容等</p>		<p>1 公益事業の充実 ・地球温暖化防止活動推進センターの取組の充実・強化を図る。 (県地球温暖化防止行動計画の目標年次である22年度に向け段階的に取り組む。) ・引き続き環境情報の提供、環境管理・環境技術支援、講習・研修事業の充実・強化を図る。</p> <p>2 県関与の見直し 協会の自主的・自立的な運営を促進するため、県の人的関与を縮減する。</p> <p>3 法人形態のあり方について、公益法人制度改革の動向を踏まえ検討する。</p>			
<p>改革工程表等の取組状況</p>	<p>平成18年度</p>		<p>平成19年度</p>		<p>平成20年度</p>
	<p>計</p>	<p>・省エネキャンペーンや研修会の開催など、県民や事業者、地域団体等に対する普及啓発や活動支援の実施</p> <p>・人的関与の見直し (副知事の団体代表兼職の見直し)</p> <p>・法人形態のあり方について検討</p>	<p>・前年度の取り組みに加え、新規事業「一村・一品知恵の環づくり事業」の実施による地域の温暖化対策の一層の推進</p> <p>・人的関与の見直し (現役県職員派遣の廃止)</p> <p>・法人形態のあり方について検討</p>	<p>・前年度までの成果を踏まえ、事業内容の検討を行い、さらに効率的な事業を展開</p> <p>・法人形態のあり方について検討</p>	
	<p>取組状況</p>	<p>・茨城県地球温暖化防止活動推進員研修会9回開催、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、市町村の地域協議会設立支援、省エネキャンペーンの実施</p> <p>・副知事の団体代表兼職廃止(12月)</p> <p>・業務改善検討委員会における公益法人制度改革の動向整理</p>	<p>—</p>		<p>—</p>
<p>法人担当課の意見</p>		<p>協会がこれまでの事業活動を通して蓄積してきた様々な技術やノウハウ、ネットワーク等を活かし、本県の環境行政のために引き続き必要な機能を担うことができるよう、公益法人制度改革における様々な課題の検討に着手する等、新制度施行に向けた準備に万全を期す必要がある。</p>			

[総合評価]

<p>取組みを強化すべき視点</p>	<p> </p>
<p>総合的所見等</p>	<p> </p> <p>当法人については、平成18年度の県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県としての対応方針に基づき、着実に取り組まれました。</p> <p>特に、現在当法人内に設置している「業務改善検討委員会」において、公益事業の充実や業務の効率化などが検討されているところであるが、こうした検討組織を活用し、県と連携しながら、今日の社会経済情勢の変化に適合するよう、法人名称の改称を含め、法人形態や事業内容などについて積極的に検討すべきである。</p>
<p>総合的所見等に係る対応</p>	<p>当法人を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、法人自らが社会的役割や事業内容、さらには法人形態、改称などについてあらゆる角度からの検証・検討を行い、事業を見直すよう指導していく。</p> <p>また、これらの検討に当たっては、「業務改善検討委員会」等の検討組織を活性化するとともに、外部有識者を構成員として加えるなどの体制強化を図るよう指導していく。</p>

< 社団法人 茨城県公害防止協会 から県民のみなさまへ >

当協会は法人設立以来、公害防止や環境保全に関する公益事業の充実と拡大に努めてまいりました。平成16年には地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けており、センター事業をさらに充実させる一方、社会情勢の変化に適合した事業運営に努めまして、公益法人としての役割を果たしてまいります。

また、今後の法人形態・事業内容等の見直しにつきましては、公益法人制度改革への対応のなかで、協会内に設置しております「業務改善検討委員会」の検討結果を踏まえ、会員企業・外部有識者等も構成員に含め立ち上げる予定の「公益法人制度改革検討委員会」(仮称)において、県の指導も仰ぎながら、十分な検討・検証を行っていくことといたします。

平成20年2月 会長 澁谷 勲